

近世後期旗本家政改革と御勝手向賄名主役の 任用をめぐって：特に旗本天野氏と武州多 摩郡連光寺村富沢分家の関係を中心に

仙石, 鶴義 / SENGOKU, Tsuruyoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

25

(開始ページ / Start Page)

92

(終了ページ / End Page)

103

(発行年 / Year)

1973-02-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010918>

近世後期旗本家政改革と

御勝手向賄名主役の任用をめぐる

——特に旗本天野氏と武州多摩郡連光寺村富沢分家の関係を中心に——

仙石鶴義

目次

- はじめに
- 一、天野氏の知行所変遷
- 二、天野氏の家政改革と御勝手向賄名主役の任用
 - (イ) 寛政・文化期の場合
 - (ロ) 文政・天保期の場合
- おわりに

はじめに

江戸時代後期における旗本、就中地方知行を許されていた者の知行地・知行高は世襲固定化の傾向にあった。そのため収入基盤も固定化し、また知行所との対応もあって無秩序な年貢増徴は制限されていた。一方、旗本の軍事的機能の維持、都市住居に伴う消費生活、貨幣経済の展開などの要因から支出の増大が目立ち、

そのため財政状況は、すでに寛永期頃より継続した慢性的な窮乏状態におちいつていた。

かかる状況に、後期に入ると旗本諸氏は知行所支配の強化・財政再建・知行所農民の保護育成策を基調とした「家政改革」の着手を迫られた。しかし、家政改革の内容・成果は各々の知行規模に違いがあり、一概に同一視することはできない。

本稿では、知行高八一〇石を知行していた天野氏の家政改革の展開を、特にその過程で「在地代官役」・「御勝手向賄名主役」を命ぜられ、家政改革の基調の実現に関与した在地有力農民・武州多摩郡連光寺村富沢分家の政治的成長の過程を辿ることによって検討したい。

一、天野氏の知行所変遷

天野氏の系譜を辿る際に手掛りとなるものは、『寛政重修諸家

譜』が唯一のものである。⁽²⁾

『同書』に記載される天野氏の知行所変遷を要約すると次の通りである。

天野氏は徳川家康の関東入国以前、重久のとき西三河の岩戸村に八〇石余の給地を賜わる譜代の家臣であった。同氏の関東における歩みは、重久の子久次が家康に従って下り、武蔵国入間郡に三〇〇石の采地を給付されたときに始まった。久次は慶長十二年徳川頼宣に付けられ、そのもとにあって家老に代って訴えを聴く役務を担当していたといわれる。翌年常陸国茨木郡に一〇〇〇石を与えられた。その子重房は徳川秀忠のもとにあって入間郡の本領三〇〇石を襲封し、寛永元年下総国葛飾郡に新恩として一五〇石を、同十年に武蔵国多摩・都筑兩郡合せて五〇〇石の加増を受け、総知行高九一〇石を所有した。重房の子重時は父の死後、元治元年その遺領を継いだ。その際弟彦兵衛正重に三〇〇石を分知し、自ら六一〇石を知行した。天和二年御先鉄砲頭に任命されてまもなく、上野国邑楽・新田兩郡に五〇〇石の加増を受け、総知行高一〇一〇石となった。その後重政・重供と代を重ね、元禄十四年久斗が跡を継いだとき、弟孫次郎芳房に三〇〇石を分け、自ら八一〇石を知行した。以後代を重ねても知行高・知行地の変化は見られず、第一表に示されるように固定した。⁽³⁾後期における天野氏の各知行所の年貢収納量格差は、第一表に示される如く、坂浜・連光寺兩村で全体の約八〇%を占め、残りは海老瀬・桐ヶ谷兩村分となっている。また年貢収納額の不均衡とともに、海老瀬・桐ヶ谷兩村の年貢米金の用途は、江戸時代後期には専ら地頭

近世後期旗本家政改革と御勝手向賄名主役の任用をめぐる(仙石)

第1表 天野氏知行所石高及び年貢量(寛政五年)

知行所	石高	年貢		備考
		田方	畑方	
武州多摩郡 坂浜村	石斗 三七・四	石合 三七・三九六	貫文 三・三三三	一給地
同州同郡 連光寺村	二〇八	三三・三六七	三・四〇〇	一給地
上州邑楽郡 海老瀬村	三三三	三三・〇〇〇	三・二五五	相給地
下総国葛飾郡 桐ヶ谷村	一一〇	七・〇〇〇	一	相給地
合計	八二〇	六四・三八三	六・八三六	

〔注〕但、坂浜村は越前分として武州郡筑前万福寺村三七石を含む。

飯米に供給されていたようである。寛政六年「御成」と表題される史料に「御飯米百貳拾俵程、但、飯米共此分^{下総}御物成ニ而御座候」と記されていることはそれを物語るであろう。また、年貢収納量の不均衡とともに、坂浜村・連光寺村が武蔵国に位置し、且知行形態が他知行所とは異なり一給地支配であったことは、江戸後期における天野氏の家政運営・家政改革の推進に重要な役割を果たしている。

ともあれ、天野氏の財政逼迫は、年々年貢先納・臨時御用金賦課を恒常化するに至り、負担を課せられた村方では結局年貢収納量の外に借入金に依存せざるを得なくなり、その金額は年々累積するばかりであった。かかる財政窮乏にあえぐ天野氏は、後期になると家政改革の実行を余儀なくされ、この動向は寛政初期より特に著しくあらわれてきた。

二、天野氏の家政改革と御勝手向賄名主役の任用

(1) 寛政・文化期の場合

宝暦十年十二月連光寺村惣百姓の連判した「先納御用金引請証文」の前書文中に

此度御地頭様……御用金被仰付、其上御台所賄候様、と被仰付候得共、私共御成兼候ニ付、御免被下候様ニと御願被成候へ、其段願之通被仰付候、と記されている。

この文言は、同年地頭が御勝手向賄を村方賄に委任することを表明したものであった。しかし、村方の賛成を得られず実現されなかった。⁽⁵⁾その後村方賄は寛政期に実現しているが、その初めは明確にしない。

なお、寛政期以降に見られる天野氏の家政運営の形態を挙げる。とほぼ次のようになる。

一、村方賄に委任する。⁽⁶⁾

二、在地有力農民を御勝手向賄名主役、もしくはそれに準ずる役務に取立て賄担当をさせる。⁽⁷⁾

三、市中の金主に依頼して賄役を委ねる。⁽⁸⁾

本稿では特に一、二の形態に見出される相互補完的關係に着目して在地有力農民連光寺村富沢分家が御勝手向賄名主という政治的性格を持つに至った成長過程を通じて、天野氏の家政改革の展

開を位置づけたい。

連光寺村は寛永十年天野氏の知行所となつて以来、同村の統率は富沢家（以下「富沢本家」と記す）が名主役を世襲しその役割を果たしてきた。一方、延宝三年富沢本家より田畑屋敷一町歩弱を与えられて分家した富沢分家は、享保期頃から着々と土地の集積を行ない、享和三年には田畑五町歩余・石高三〇石一斗余を所有する地主に成長している。同村における両者の持高は、天保十四年の「村明細帳」によれば「三拾石之百姓名主鶴平・宗左衛門^(富沢分家)、兩人之外無御座候」と記されるように村内の百姓を圧倒していた。かかる急速な成長を遂げた富沢分家は、寛政十一年以降天野氏の御勝手向賄および知行所支配に重要な役割を果たすようになった。

寛政十三年の記録になる「御料私領上ヶ書控」一月二十一日の条に、「御知行所四ヶ村一同奉申上候、去々未之六月中御仕送り之儀四ヶ村被仰付候ニ付、連光寺村惣左衛門方互相頼是迄無御差支相勤候」とあり、同十一年六月より知行所四ヶ村の依頼によつて惣左衛門が地頭仕送り金の肩替りを行なつてゐることを知る。⁽⁹⁾これは知行所四ヶ村と惣左衛門の間に貸借關係の成立したことを意味する。

しかし、同十一年六月地頭所役人より惣左衛門宛の「申渡寛」に、「此度御勝手向御仕送り被仰付、宍人扶持被下置候間、当六月々之分御物成ニ而請取可被申候」と認められ、御勝手向賄金の仕送りを肩替りしている惣左衛門に「宍人扶持」の給与を与え、それを年貢より受取るように指示している。⁽¹⁰⁾また同年十二月には

「其方儀御勝手向骨折相勤候ニ付、格別之思召を以て帯刀苗字被成下候ニ付、以来御屋敷并御知行所往来可致帯刀」旨申渡し、初めて苗字帯刀を許している。⁽¹³⁾同十二年一月地頭より惣左衛門宛の「下知書」では、「其方儀去末年々御勝手向御賄被仰付知行所惣物成不殘御渡被置候、勿論御賄引続相勤候内ハ、村役人共江被仰付年々御物成不殘御渡被置候」と、同人の賄役継続中は知行所の年貢は総べて手許に送付することを保障している。勿論知行所四ヶ村においても下知書の趣きを了解して、年貢取立てを行ない惣左衛門に引渡すことを確認している。また同月「当申年々御扶持方儀式人扶持被成下候」と扶持の増給を申渡している。⁽¹⁶⁾

惣左衛門の役割は、本来知行所に委ねられた村方賄が、村方の賄金調達が出来ぬことからその役務を委ねられたものであったが、一方地頭もこの賄形態に異存を示すどころか、むしろ積極的な支持の姿勢をとっていることを知る。

しかし、地頭の御勝手向賄金の増加は、知行所および惣左衛門の賄い忌避の動きとなつてあらわれてきた。寛政十三年四ヶ村の訴えによると、「今般御仕送り之儀年々金高相高、相増金子引出難相成甚難波仕相勤兼候、右ニ付四ヶ村ハ御免相願具候様同冬中々度々申出候間、無是非此度四ヶ村一同申上候ハ、御物成ニ而引足候様御割フ遊被下置候ハム、又候一同ハ惣左衛門を相頼御仕送り方ハ御差支無御座候様仕度奉存候」とあり、年貢収納量に見合う範圍の賄金仕送りであるならば引請け、引続き惣左衛門に賄役を依頼し支障なきように取計らう旨表明している。⁽¹⁷⁾かかる賄金高の

限定は、賄金引出しの担保が年貢にあつことによる。

このような村方・惣左衛門の動向は地頭の讓歩をもたらし、賄の継続が実現した。その際四ヶ村および惣左衛門より差出された請書には次の如く記されている。

差上申御請書之事

(後筆)

惣左衛門ハ御賄金高相増候付ニ御断

御知行所四ヶ村一同并惣左衛門奉申上候、御賄方御免相願具候様申出候ニ付、則願書を以奉願上候処御聞濟被成下置、御物成高相調候処、金子五十兩程不足ニ御座候、右ニ付惣左衛門何分不承知之段申候間、右之段申上候処、猶又御聞濟之上被仰聞候ハ、当七八月兩月中御代官御貸附金五拾兩御借用被為遊惣左衛門方江御渡可被遊候段、右ニ付是迄通御賄為致候様被仰付、右御物成たけハ惣左衛門御賄可仕候、尤此余分ハ決而被仰付間數旨被仰付、右ニ付一同承知御請奉願上候処、仍而如件、
(寛政十三年)

正月晦日

四ヶ村一同

惣左衛門

御地頭様御内

御役人中様

即ち、地頭所では四ヶ村および惣左衛門の要求を受入れ、賄金五〇兩の不足は代官所貸付金で補い惣左衛門に渡すとともに、同人の賄い範圍は年貢収納量内で行なうことを取り極めている。⁽¹⁸⁾

近世後期旗本家政改革と御勝手向賄名主役の任用をめぐる(仙石)

結局、寛政十三年の賄いをめぐる交渉は、結果的には惣左衛門の賄役辞退の動きに対して、地頭所および知行所四ヶ村とも同人の賄役辞退をとどまらせ、賄いを継続させるための条件整備にあったと考えられる。このことはとりもなおさず地頭所および知行所四ヶ村が惣左衛門の財力に依存しなければ御勝手向賄に支障をきたすに至っていることを示すものであろう。またかかる結びつきは、後年富沢分家が政治的性格を強めるに至った要因の一つであったことに注意しなければならない。

享和三年御勝手向賄を金子屋善右衛門・猪瀬文司という者に賄役を委ねている。この際村々にこの趣を伝えた「下知状」に「此度御勝手向差支ニ付、金子屋善右衛門・猪瀬文司江御賄被仰付候間、当支年御取納米永不残村々之分御振向御賄金差出呉候様御頼被成候、依之御取納米永共相渡可有之候」と記されている。この地頭の方針を知行村方でも受入れ、年貢米永は直接兩人へ送付することを確認するとともに、同年の年貢米永を担保にした借用証文を認めている。⁽²⁰⁾しかし、この賄役の変更にも富沢惣左衛門の存在は無視し得ないものであった。

享和二年十二月地頭は惣左衛門より三回に亘り、総額四四八兩一分の借り入れを行なっている。⁽²¹⁾この金額は翌三年の家政運営費二二五兩に比較すると約二倍に相当するものであった。⁽²²⁾しかし、このような惣左衛門が三年十二月大貫次右衛門代官所より五〇兩の御用貸付金の借用を行なっているが、前年地頭へ多額の融通を行っている惣左衛門の財力に照らすと、特に同人が御用貸付金を必要としている理由を見出しがたい。推察するに地頭への融通を

前提とした借入れと想定される。

扱、村方賄を前提とした地頭の御勝手向賄形態は、文化期になると在地掌握を兼ねる方法に変化するようになってきた。

文化六年二月二十一日地頭より富沢奥右衛門(惣左衛門改名する)に宛てられた「申渡覚」によると、「其方儀出精相勤候ニ付、代官役給人格申付候」と記され、奥右衛門を代官役に取立て、給人格待遇を与えている。⁽²³⁾しかもその任務は、同日付の他の「申渡覚」に「代官役申付、両村可為支配もの也」と示されているように在地支配を担当することであった。⁽²⁴⁾支配させる「両村」とは坂浜・連光寺兩村を指している。就中、天野氏が在地支配を行なうために在地有力農民を代官役に任命したのはこれが初見である。翌七年には奥右衛門を地頭権力を行使して連光寺村相名主に就任させている。この際の事情は連光寺村惣百姓連判提出した請書より窺えるため次に示そう。

御地頭様御用之趣有之ニ付、富沢権平・同奥右衛門・組頭・百姓代罷出候様被仰付候ニ付、則兩人并組頭惣代平右衛門・百姓代利左衛門一同罷出御届申上候処、於中之間榎本此右衛門殿被仰聞候、連光寺村名主役之儀御上様ニ而思召有之、今般相改権平奥右衛門格年ニ名主役儀相勤候様被仰付一同承知御請申上候外、猶又御請書差上可申旨被仰付、則御請印被成候ニ付御帰村後惣寄合之節前文之趣遂一御申渡被成候外、惣百姓一同承知奉畏候、⁽²⁵⁾

従来連光寺村の名主役は富沢本家にて世襲されてきたが、ここに奥右衛門を相名主として就任させ、隔年に役儀を勤めさせるよ

う村役人に申付け、惣百姓の承認をとっていることは、少くとも村方支配方式の改編を企て、村方に地頭権力を積極的に導入することを意図したものであり、終極的には村方支配の強化を通じて村単位の収奪強化を計ろうとしたものと考えられる。かかる意味から推察すると、前年の代官役就任は七年の相名主役就任のための伏線であったと考えられる。

とにかく、文化十二年までこの形態は継続されたが、十三年に至り連光寺村より先納金をめぐり上納拒否の訴えが起こされている。この直接の原因は従来上納した先納金・御用金の元利金返済の滞りにあったが、これに関連して奥右衛門名主在役中の賄金仕送り額の調査（文化十一年）が行なわれ、⁽²⁶⁾ 同人の算違徴収が判明し、それがもとで名主役を退役させられた。

以上述べたことから、寛政—文化期における富沢分家は、地頭御勝手向賄の村方委任⇨村方賄という方針に沿って、知行村方より賄金の仕送りの依頼および賄役の依頼を受けていたことを背景としながら、一方においては地頭との政治的結びつきを深めている。この結びつきは在地有力農民⇨金主の性格を保持した賄役⇨地頭所役人化された在地代官役⇨一村支配化を目的として設けられた村方相名主役就任という形であらわされる。即ち、村方賄の進展に伴って、その過程で地頭が画策した家政改革の基調、その中でも特に知行所の直接的な支配強化および家政運営の維持を計る上での間接的な（金主的存在を活用した）収奪機能の強化策遂行の一環として、その役割を担わされていたところに富沢分家の政治的成長の過程を跡づけることができる。

近世後期旗本家政改革と御勝手向賄名主役の任用をめぐる（仙石）

(ロ) 文政・天保期の場合

文政二年四月知行四ヶ村名主より地頭所役人に宛てられた願書の一節によると、天野氏の家政状況に触れ
御拝領高ハ八百石余ニ御座候得共、御物成之儀ハ漸五百石位之納リ高ニ而、是迄自然と御暮引足不申、年々仕様帳面之外御臨時金多分ニ而、御借入金積年相嵩……

と述べ、知行高八百石余にかかわらず実際の年貢収入は漸く五百石位によりならず、そのため自然と暮向きは行詰り、賄予算を記した仕様帳面の金額を越えてしまい、その補填をはかるべく臨時金の賦課が増加し、村々ではその調達のため借入金に依存しなければならず、金額も年々累積していることを訴えている。⁽²⁷⁾

しかも、同年の賄金調達は「来辰年々先之御物成引当を以才覚仕候仕儀成行」⁽²⁸⁾ 状態、即ち文政三年より先の年貢米永を先納金に引当てなければならぬことから、四ヶ村では地頭の家政縮少・賄金減少の要求を地頭所に求めるようになり、この動きは同年の賄金決定（仕様帳の作成）に際して地頭所に向けられるに至った。

賄金の取極めに際して地頭所が村々に差出しを求めた先納金等の元利取調べ勘定書によると、文政二年の年貢収納量と前年迄の先納金の関係を知ることができる。それによると第二表に示される如く、総年貢量に対して先納金、借入金元利の総額は金三五五兩三分二朱、永一二五貫文余、銀四匁余と⁽²⁹⁾ なり差引金一三六兩、永一二五文余、銀六匁余の不足を生じている。

かかる状況に村方の示した賄金額は「(文政元年)寅年⁶金五拾兩も相減」
らして差出された。これに対して地頭所では不服を表明し、手直
しを加えた地頭所の賄金額は「寅年通り⁷貳拾兩も相増」してい
た。これは村方、特に小前百姓の承服するところではなかった。
これに対して名主達は「当卯年御勝手向御賄金去寅年之通り御請
可申上」⁸き旨度々説得を行なったが、小前百姓は難渋を理由に容
易に応じようとしなかった。³⁰⁾

しかし、この交渉は四月初旬より約二ヶ月間続けられたが、結
局地頭の御勝手向賄を捨て置きがたいということで名主中の提案

第2表 文政二年村々出金元利取調覚

村名	文政二年年貢量	出納金元利 その他	差引残額
坂浜村	一〇三兩三分	一〇尺兩	〇兩一分
連光寺村	八〇兩	〇兩三分 永 三三文 御証文金元利 二〇兩七厘一文余 二〇兩 一六兩	〇 三三兩三分 〇 九毫文余
海老瀬村	二六兩一分二朱	二七兩〇分二朱	〇 三分
桐ヶ谷村	銀 一〇兩三分二朱 三匁四分	銀 六兩 四匁五分六厘 先納元利 永 三三四匁五文	銀 〇 六匁三分四厘 四兩三分 三三四匁五文

但、文政二年年貢量より定引分差引

を受入れ前年通り賄金が決定された。
けだし、同年の賄金決定に際して小前百姓の行なった要求は全
面的に実現されなかったが、地頭の恣意的な収奪を規制する力を
備えてきたものと評価し得よう。

このような小前百姓を中心とする家政縮少・賄金減少の要求は、
文政四年に至り地頭の家政縮少の表明となってあらわれている。
同年地頭は「是迄村々先納并別段御用金、新古共来ル⁹未年迄¹⁰三ヶ
年元利共御借居」¹¹ることを村々に要請し、その条件として文政四
年より六年迄の間「定式御月割金其年限御物成¹²ニ而¹³出金仕仕仕候
外、聊成共御用金等被仰付間敷」¹⁴き旨申示さなければならな
かった。³¹⁾

また、村内においても村役人の支配力の退潮を促すことになっ
た。即ち、文政四年五月連光寺村役人は「私共儀是迄勤役仕候処
御勝手向月割先納¹⁵其外御差支も出来可申、其村方治り方自然¹⁶
不熟ニ成行」¹⁷っていることを理由に退役を申出ている。しかし、
その内実は、同じく退役願を申出ている連光寺村の分郷である下
河原村役人の願書に記されている「村役人之内一存を以取計致
シ、先例とハ違候振合¹⁸ニ而、往々差支出来難義之義ハ歴然ニ御座候
間、難相勤」¹⁹きとする理由に窺えるように、地頭の御勝手向賄金
の徴収、あるいは村内支配は村役人の一存をもって取極められて
いることに対して、小前百姓の突上げが激しくなったことから辞
意を表明するに至ったものと考えられる。³²⁾

以上の小前百姓を中心とする村方の動向は、地頭の村方支配の
弱化を促す危険性ははらんだものであり、就中地頭の収奪力低下

をもたらし、家政縮少を現実のものとして実行させうるものであった。

かかる村方の動向を抑えるために、地頭所では知行所支配・収奪機能の強化策を打出さなければならなくなった。この具体策のあらわれが天保九年に新用人として採用した加藤勝大夫の存在であり、また同十二年における富沢分家宗左衛門の御勝手向賄名主役任用であった。

加藤勝大夫の任用事情およびその行動を連光寺村惣百姓が訴えるところによれば、

加藤勝大夫・常陸出之者ニ而、渡り用人相勤、三四百石之屋敷僅之間ニ十數軒何れも不首尾ニ而暇ニ相成候由、先主へ出入致

候屋敷無之、……去戌年天野家へ住込……勝大夫当初は強情ニ而

主意ニ叶ひ、知行所順見ニ名付、手始ニ下総國葛野郡桐ヶ谷村

へ参り、取下場之儀ニ付名主吉左衛門□四人召連手鎖宿預候

ニ付、過怠金貳百両余為差出、夫々別而主意ニ叶ひ扶持給金等多分相増……同人住込以來村々差縫不誑、年来相勤候村役人無

謂退役申付、新規役人を取立候、

とある。勝大夫は渡り用人として転々と主人を変え天保九年天野氏のもとに住込むことになった。勝大夫は知行所巡見を理由に知行所に赴き、村方の事情にかわりなく強引に恣意的な収奪行動・村役人の改編を行なったが、それが天野氏に受入れられるところとなり扶持給金の増額を受けることとなった。勝大夫の行動力は当時収奪力の停滞、知行所支配力の弱体化のきざしを示していた天野氏にとって、かかる補強策を遂行する上で恰好の才腕を有す

近世後期旗本家政改革と御勝手向賄名主役の任用をめぐる(仙石)

る人物として重用されるに至ったものであろう。³⁴⁾

しかも、この補強策を知行所内部に浸透させる意図から採用した具体策が、天保十四年五月富沢宗左衛門(奥右衛門の嫡男)に五ヶ年間に亘る御勝手向賄役および連光寺村相名主役を命じたことである。その際宗左衛門に宛てられた「下知書」を次に示すと

下 知

其方儀名主役被 仰付、当丑年より未年巳年迄五ヶ年之間御勝手向御賄可致、御臨時金共御差支無之様取計、其年之御収納御不足ニ候ハム先納採越可相勤、御年貢取立方等都而御勝手ニ相懸候儀ハ忝人ニ而可相勤、……御用向之儀ハ兩人(相名主富沢魯平とともに)月番ニ持諸事大切ニ可相勤者也、

天保十二年丑年

天野源左衛門

五月廿日

役 所 ㊦

連光寺村

元年寄

富沢宗左衛門 江

と申伝えられている。即ち、宗左衛門に御勝手向賄いを命じ、賄いの遂行にあたって月々の賄金は勿論臨時金の調達にも支障をきたさないように取計るとともに、もし賄金に引当てる年貢に不足を生じるようなときには、先納金を取立てても御勝手向賄いの勤めを果たすべきことを命じている。しかも役務の遂行に支障をきたさぬための保障として、年貢収納権の行使は勿論のこと、御勝手向賄いに関する一切の取計らいを宗左衛門に委ねている。また

村政に関しても、御用向きことは旧来からの名主富沢魯平と月番交代に勤めることを命じている。⁽³⁵⁾

一方、宗左衛門より地頭所役人に差出された請書によると、この間の事情を「(御勝手賄金) 相増^ニ而^ハ、多分御不足^ニ相成候段、坂浜村名主伊左衛門私村名主魯平^ハ申上候御勘定帳之趣^ニ而^ハ、御賄方御出来不被遊候^ニ付、再応御賄方之儀御尋被遊候処、魯平始組頭清左衛門百姓代増五郎等再之御請書奉差上候^ニ付、私義今般不存寄名主役被^レ仰付御勝手御賄可仕旨被仰付難有仕合承奉畏候」と述べ、賄金の増加は仕送り金に多くの不足を生じることから、坂浜・連光寺村ではその制限した勘定書を地頭所に提出している。それでは賄いを実行しえないという理由で、再応連光寺村村役人の説得を行なったが受入れられず、その為宗左衛門に連光寺村相名主役を命じ、合せて御勝手向賄役の専管を許していることを知る。⁽³⁶⁾

しかし、宗左衛門の御勝手向賄名主役任命は村方賄の困難により生じたように見受けられるが、その内実は前述の下の知状に見られるように御勝手向賄の遂行にあたって定式の賄いは勿論臨時金の調達を含めた御勝手向賄維持を打出し、もし不足金の生じたときには年貢先納を行なっても取計るように指示しており、賄金の負担軽減を求める村方農民との対決を十分予想し得る強硬な収奪強化策を構じたものと考えられる。しかも、それは宗左衛門に連光寺村支配の一翼を担わせるとともに、さらに全知行所を包括する御勝手向賄役の専管という二重の方法を採用している。また一方では宗左衛門に対する地頭の個人的な意図は、同人を御勝

手向賄名主役に任用することによって、その所有する財力を家政運営に吸収することであった。後年地頭所と連光寺村との間で、加藤藤太夫・宗左衛門の不正を追求する訴訟が起った際に、同村惣百姓の訴えたところによれば、宗左衛門の御勝手向賄名主役就任にふれ「宗左衛門^江物持を見込御勝手賄名主申付、見込通宗左衛門^江出金被申付候」と述べていることから、宗左衛門への個人的な出金の期待も大きかったことを知る。⁽³⁷⁾

しかし、地頭所の村方支配および収奪強化策は、特に後者の面で問題を引起している。それは天保十四年六月幕府より天野氏に下された「上知令」にもとづき、連光寺村において上納金の精算を行なったとき、宗左衛門の賄金二重取立が発覚したため、村方の追求が激しくなり、ついに九月に入り地頭も宗左衛門の退役を認めざるを得なくなり、「不埒之勘定有之」という理由で宗左衛門を罷免している。⁽³⁸⁾ けだし、賄金二重取立の一件は表面的には宗左衛門の個人的な不正として処理されているが、その内実は、天保十二年宗左衛門の御勝手向賄名主役を命じた際に示された家政運営の維持をはかるための賄金調達、それが二重取立という問題となっていることに注意しなければならない。結局地頭の収奪強化に起因しているものと考えられる。

天保九年から十四年における地頭の御勝手向賄いは、知行所の支配強化をはかるために地頭所の人的強化をはかり、それをもとに収奪強化を果たそうとしたところにその特色を見出さる。その推進者として富沢宗左衛門の役割の重要性をとらえなければならぬ。

最後に、かかる地頭の御勝手向賄いの維持策は天保十四年で一応坐折したかに見えるが、これは弘化二年加藤勝太夫が中心となつて画策した宗左衛門の連光寺村名主役・御勝手向賄名主役再任の強行となつてあらわれ、これがもとで村方との対立が激しくなり、ついに弘化二年「御進達一件」という訴訟に持込まれ安政三年まで係争されている。これは地頭所の村方支配および収奪強化の過程で生じた一現象としてとらえなければならぬ性格のものであるが、この検討は本稿では割愛し、別の機会に論及したい。

おわりに

以上天野氏の寛政——天保期における御勝手向賄いをめぐり、その過程で一在地有力農民から金主の性格をもつた賄役——地頭所役人化された在地代官役——一村支配の強化および御勝手向賄役の専管を委ねられた御勝手向賄名主役へと成長した富沢分家の役割を通じて、天野氏の家政運営にかかわる対知行所との関係を見てきた。

このことから判明することは、かかる施策は天野氏の家政改革の一環として着手されたものであるが、特に御勝手向賄名主役に代表される知行所支配・財政再建策は、村方賄に基盤を置きながら当面直面している財政窮乏状態をいかに解決するか、その為に年貢先納化・臨時金賦課をおし進めているが、しかしその過程で生じた小前百姓を中心とする負担軽減の要求は、地頭をしてこれを抑えることを余儀なくさせられている。かかるとき、知行所内において他農民よりも財政的な負担を担っていた富沢分家を地頭

所の支配機構に組入れることによって、知行所支配・強化および家政運営を維持するための収奪強化の効果をあげようと画策したところに天野氏の家政改革の特色を見出すことができよう。また、一方において富沢分家が地頭所の役人化された地位に留まり得た他の理由は、富沢分家の所有する財力を家政運営に吸収活用しようとする意図があった故に、天野氏は富沢分家と袖を分ちことができなかつたと考えられる。

しかし、これは地頭側の事情のみであり、反面富沢分家自身の事情は、あるいは知行所内における在地の支配的地位の獲得、あるいは個人的な財力の拡大を有利におし進め、またその地位を保全することに固執したために地頭所との結びつきを深める必要があったものか、あるいは他の事情によるものか（寄生地主への成長と関連して）今後さらに検討しなければならない。

また、天野氏の家政改革の着手——本稿ではとくに御勝手向賄名主を中心に検討してきたが——は、同規模の旗本と対比した場合いかに位置づけられるか、合せて後の検討課題としなければならぬ。

註

- (一) 荒居英次氏『幕藩制社会の展開過程』（六〇四頁）に、家政改革とは「財政強化と知行所支配の貫徹」にとつめた旗本の動きを藩政改革と対置して家政改革と規定している。

また家政改革を直接・間接に取扱つたものに、渡辺一郎氏「徳川一直参の家政改革」（『史学研究』16）、山口徹

氏「幕末期における旗本財政」(『社会経済史学』第二八ノ二号)、川村優氏「旗本石河氏の財政再建策」(『九十九里史学』第二号)、鶴岡隆氏「旗本領における在地代官」(『石田氏外三氏領寿記念史学論文集』所収)、鈴木寿八氏「旗本領の構造」(『歴史学研究』第二〇八号)、金丸平八氏「旗本領における支配の変化について」(『三田学会雑誌』第四八ノ二号)、安沢みね氏「近世後期武家会計の一考察」(『神戸女学院大学論集』第十三ノ二号)等がある。

(2) 卷八八〇(六一五〜七頁)

(3) 文部省史料館所蔵富沢家文書第三三三三号および木村礎氏校訂『旧高旧領取調帳―関東編―』にもとづく

(4) 富沢家文書第三六五号

(5) 同家文書第二二五三号

この年村方賄は家現されなかったが、この事情は富沢家文書第二二五三号に記されているように「御知行所先納御用金之儀、此度年賦ニ致呉候様一名主組頭百姓代共被召寄右之段御頼被遊候、勿論坂浜村一同ニ而右年賦御訴訟被成候へ共御承知無御座、是非是非年賦御頼みして、先納御用金の上納とその年賦返済の実現に地頭は奔走している。かかる事情から村方では先納御用金の上納および年賦返済に應じるか、あるいは村方賄いを受入れるかの二者択一を求められを恰好となり、村方では前者を受入れたため村方賄いは実現されなかった。

(6)

この形態は天野氏の寛政初期以来もっとも基本的な形態であり、たとえ賄形態を村方賄以外に変更しても、その根本は村方で負担する賄金の仕送りを肩替りしてもらうことを前提としている。そのため年間の賄金額は知行四ヶ村と地頭との間でとりきめられた範囲で御勝手向賄を

実行することを原則としている。

(7) この形態は本稿で扱った連光寺富沢分家が中心的に参与しており、他に坂浜村名主富永家、連光寺村名主富沢本家も一時期同様の役割を担っていたようであるが詳細は不明である。

(8) この形態は享和三年金子屋善右衛門・猪瀬文司兩人に委ねた場合であるが、その詳細は史料の欠如によって明らかにしえない。

(9) 文部省史料館所蔵富沢分家文書第四三三号

なお、富沢分家の前期的成長過程の分析は安沢秀一氏『近世村落形成の基礎構造』四四三頁以下に詳しい。

(10) 富沢家文書第一四六五号

(11) 同家文書第一五〇三号

(12) 富沢分家文書第一三三号

(13) 同家文書第一四四号

(14) 同家文書第一〇号

(15) 同家文書第一〇号

(16) 同家文書第一〇号

(17) 富沢家文書第一一〇号

(18) 富沢家文書第一五〇三号

(19) 同家文書第一〇七四号

(20) 例えば、享和三年連光寺村の年貢先納額は同年分米七二石六斗余、金十四兩(但し村方定引物分を含む)を金子屋善右衛門に担保として証文を認めており、勘定は秋期指定の期限をもって時の米相場にて換算し、借入金壹ヶ月二十兩につき一分の利足を加え元利金の精算を行なうことになっている。

(21) 富沢家文書第四三三号

(22) 富沢家文書第一〇七四号

なお、安沢みね氏「近世後期武家家計の一考察」中の分析結果によると(五〇)一、五五(六頁)、天野氏の享和三年支出総額は二七三兩三分となり、年貢収入に対して四三兩三分の不足を生じている。同年天野氏の行った借入金総額は一八〇兩であったが、そのうち郡代貸付金四〇兩、賄担当猪瀬文司より九〇兩借用しており、結局これらは賄金の不足を補うための措置であったと推定される。

- (23) 富沢分家文書第一五号
- (24) 同分家文書第一五号
- (25) 同分家文書第九〇号
- (26) 富沢家文書第二七二号
- (27) 同家文書第二七四号
- (28) 同家文書第一〇七九号
- (29) 同家文書第一〇七九号
- (30) 同家文書第一〇七九号
- (31) 同家文書第二一五九号

なお、文政三年十二月天野氏は富沢宗左衛門に御用金の上納を申付け実現しているのが、その返済は連光寺村で負い、「来巳年が寅年迄物成之内ニ而相渡」すべきことを指示している。(富沢分家文書第九八九号)しかし、村方では地頭のかかる個人的な貸借関係に対して規制する動きを示している。それは地頭所より村方名主に宛てられた再度の申渡によって知られる。次に示す。

以飛札申入候、然者此度宗左衛門義用金差出候ニ付、来巳年が寅年迄拾ヶ年之間物成之内ヲ以相渡候証文其元が遣候様中付候処不承知之由、且又先頃同人差出候廿拾兩之濟方利分計相渡元金之儀ハ是又不承知之由、

近世後期旗本家政改革と御勝手向賄名主役の任用をめぐる(仙石)

(地頭所役人)宗左衛門が五郎兵衛方迄申越右ニ而、跡金拾兩不足致不相納由、左候而、当暮甚差支ニ相成如何之儀哉、早く兩様共宗左衛門江相渡差支無之様取計可申候、(富沢分家文書第九八九号)

- (32) 富沢家文書第四三三三号
- (33) 同家文書第四三三三号
- (34) 同家文書第五〇〇号
- (35) 富沢分家文書第一九号
- (36) 同分家文書第一九号
- (37) 富沢家文書第五一五号

なお、参考までに寛政十一年より天保九年まで富沢分家より天野氏に融通された借入金額をままとすると次表の通りである。この中で特徴的なことは、文化七年以降の借用形態は富沢分家の上納すべき年貢を先納化して先取りする方法をとっていることである。これは天野氏の賄金調達法を年貢先納化を通じて実現しようとする方針のあらわれと見るべきか今後の検討を要する。

寛政12年(天保9年)借入金額(富沢分家→天野氏)

年次	借入金額	年次	借入金額
寛政11年9月	金二〇兩	文政3年12月	金四兩
享和2・12	金二〇兩	文政4・9	金二〇兩
" "	金三七兩	文政13・5	金五兩
" "	金二兩一分	天保2・7	(金七兩三分 銀千匁)
文化7	金二兩三分二朱	天保9・4	金一五兩
文化15・2	金二〇兩	天保9・11	金二〇兩

注(地頭借入部文)富沢分家文書第四三三三号による。

(38) 富沢家文書第二〇四八号